

毎週 火曜・金曜日発行

印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

告 示	所 管 課 名
・ 公有水面埋立ての免許（2件）	漁港漁村計画課
・ 公有水面埋立ての竣功認可	〃
・ 保安林の指定の予定	山地災害対策室
・ 保安林の指定の解除	〃
・ 公有水面埋立ての竣功認可（3件）	港 湾 課
・ 臨港地区の指定（2件）	〃
・ 有害興行の指定	生涯学習課
・ 有害図書類の指定	〃
公 告	
・ 県営換地計画の決定（3件）	農 村 計 画 課
公安委員会公告	
・ 契約者等	会 計 課
選挙管理委員会告示	
・ 政治団体の設立の届出	選挙管理委員会書記室
・ 政治団体として届け出た事項の異動の届出	〃
・ 政治団体の解散の届出	〃
・ 資金管理団体の指定の届出	〃
・ 資金管理団体として届け出た事項の異動の届出	〃
・ 資金管理団体指定取消の届出	〃
・ 政治団体収支報告書（平成13年分）の要旨の公表についての一部訂正	〃
・ 不在者投票のできる施設の指定	〃
・ 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設の指定	〃
・ 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設の指定取消	〃
正 誤	
・ 平成13年11月2日付け長崎県公報第9078号中	漁港漁村計画課

## 告 示

長崎県告示第66号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

平成15年 1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

1 埋立の免許年月日

平成15年 1月10日

## 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名

名 称 豊玉町  
 所在地 長崎県下県郡豊玉町大字仁位380番地  
 代表者氏名 豊玉町長 佐伯 英雄  
 代表者住所 長崎県下県郡豊玉町大字仁位986番地

## 3 埋立ての区域

- (1) 位 置 長崎県下県郡豊玉町大字横浦字見セ浦106番 1 から106番 1 に隣接する白地、110番 1、102番 1、103番 1、98番25、98番11、99番 2、98番19、89番 1、89番 5、89番 5 に隣接する里道、98番29、98番 5、98番 5 に隣接する白地、98番 5 に隣接する平成12年 7月 5日付け長崎県指令12漁計許第 1号の免許に係る埋立の埋立区域に至る地先公有水面
- (2) 区 域 省略 (出願時縦覧図書のとおり)
- (3) 面 積 1,859.10平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 長崎県下県郡豊玉町大字横浦字見セ浦106番 1 に隣接する昭和50年10月 6日付け長崎県指令50漁港許第240号の免許に係る埋立の埋立区域、106番 1、106番 1 に隣接する白地、110番 1、102番 1、103番 1、98番25、98番11、99番 2、98番19、89番 1、89番 5、89番 5 に隣接する里道、98番29、98番29に隣接する白地、98番 5、98番 4、98番 4 に隣接する昭和51年 2月12日付け長崎県指令50漁港許第232号竣工の埋立地、98番 5 に隣接する平成12年 7月5日付け長崎県指令12漁計許第 1号の免許に係る埋立ての埋立区域、86番 3、86番 4、98番14、98番 4 に隣接する白地の各地内及び同地地先公有水面
- (2) 区 域 省略 (出願時縦覧図書のとおり)
- (3) 面 積 8,151.78平方メートル

## 5 埋立地の用途 漁港施設用地

## 長崎県告示第67号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第 2 条第 1 項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

平成15年 1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

## 1 埋立の免許年月日

平成15年 1月10日

## 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名

名 称 豊玉町  
 所在地 長崎県下県郡豊玉町大字仁位380番地  
 代表者氏名 豊玉町長 佐伯 英雄  
 代表者住所 長崎県下県郡豊玉町大字仁位986番地

## 3 埋立ての区域

- (1) 位 置 長崎県下県郡豊玉町大字横浦字キヨスケ528番に隣接する里道、528番、389番 1、401番 1 に隣接する里道に至る地先公有水面
- (2) 区 域 省略 (出願時縦覧図書のとおり)
- (3) 面 積 1,184.37平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 長崎県下県郡豊玉町大字横浦字キヨスケ387番及びそれに隣接する里道、528番及びそれらに隣接する水路、388番 1、389番 2、389番 1、398番 1、397番 2、398番 4 及びそれに隣接する里道、395番 5、398番 3、398番 2、395番 3、399番 4、399番 5、399番 2、399番 3、399番 1、395番 8、400番 4、400番 1、400番 3、400番 2、401番 2、401番 3、401番 1、字小浅浦523番第 1の各地内及び同地地先公有水面
- (2) 区 域 省略 (出願時縦覧図書のとおり)
- (3) 面 積 12,390.97平方メートル

## 5 埋立地の用途 海岸保全施設用地及び海岸保全施設関連用地

## 長崎県告示第68号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。  
なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 埋立ての竣功認可年月日  
平成15年1月28日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
名 称 長崎県  
所 在 地 長崎県長崎市江戸町2番13号  
代表者氏名 長崎県知事 金子 原二郎  
代表者住所 長崎県長崎市桜馬場一丁目1番14号
- 3 埋立ての区域  
(1) 位 置 長崎県南松浦郡有川町鯛ノ浦阿瀬津郷字イカツチ156番15から211番3に至る地先  
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）  
(3) 面 積 897.10平方メートル
- 4 埋立地の用途 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
昭和49年3月18日付け長崎県指令49漁港許第145号
- 6 閲 覧 場 所 長崎県南松浦郡有川町有川郷720番地1 有川町役場

## 長崎県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下県郡厳原町大字榎根字志多田513の1、513の口第1、513の口第2、513の八、536の1、536のイ、字金田510、511、512の1、512の4から512の9まで、字クノエ537の1、537の2、537の口第1、537の口第2、537の八第1、537の八第2、537の八第3、537の八第4、537の八第5、537の二、537のホ第1の1、537のホ第1の2、537のホ第2、537のへ、537のト第1、537のト第2イ、537のト第2ロ、537のト第2ハ、537のト第2ニ、537のト第2へ、537のト第3、537のト第4、537の子第1、537の子第2イ、537の子第2ロ、537の子第2ハ、537の子第3、537の子第4、537の子第5の1、537の子第5の2、537の子第6イ、537の子第6ロ、537の子第6ハ、537の子第6ニ、537の子第6ホ、537の子第6へ、537の子第6ト、537の子第6チ、537の子第6リ、556の第1、556の第2、557、560、大字椎根字鑰懸1339のイ、1339のロ、1339のハ、1339のニ、1339のホ、1339のへ、1339のト、1340から1348まで、1349のイ、1349のロ、1350のイ、1350のロ、1350のハ、1351から1353まで、1354のイ、1354のロ、1355から1357まで、1358の第1、1358の第2、1359、1360、1361の1、1361の2、1361のイ、1361のロ、1362のイ、1362のロ、1362のハ、1362のニ、1362のホ、1362のへ
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種を定めない。  
2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を県庁農林部山地災害対策室及び厳原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 長崎県告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 解除保安林の所在場所  
南高来郡瑞穂町伊福甲字市ノ坪76、79の23、79の40
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 長崎県告示第71号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年 1月28日

小口港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 金子 原二郎

- 1 埋立ての竣功認可年月日  
平成15年 1月17日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 長崎県  
住 所 長崎市江戸町2番13号  
代表者の氏名 長崎県知事 金子 原二郎  
代表者の住所 長崎市桜馬場1丁目1番14号
- 3 埋立区域  
(1) 位 置 (A区域) 西彼杵郡琴海町尾戸郷字芳ノ浦219番2から字白頭274番2に至る地先  
(B区域) 西彼杵郡琴海町尾戸郷字白頭278番3から289番3に至る地先  
(2) 区 域 省略(閲覧図書のとおり)  
(3) 面 積 813.01平方メートル
- 4 埋立地の用途  
海岸保全施設用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号  
昭和51年10月28日  
長崎県指令51港許第67号
- 6 閲覧場所  
西彼杵郡琴海町長浦郷2664番地  
琴海町役場

## 長崎県告示第72号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年 1月28日

小口港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 金子 原二郎

- 1 埋立ての竣功認可年月日  
平成15年 1月17日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 長崎県

住 所 長崎市江戸町 2 番13号  
代表者の氏名 長崎県知事 金子 原二郎  
代表者の住所 長崎市桜馬場 1 丁目 1 番14号

## 3 埋立区域

- (1) 位 置 西彼杵郡琴海町尾戸郷字芳ノ浦148番 2 に隣接する埋立地地先から142番に至る地先  
(2) 区 域 省略 (閲覧図書のとおり)  
(3) 面 積 429.48平方メートル

## 4 埋立地の用途

海岸保全施設用地

## 5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 4 年 9 月 2 日  
長崎県指令 4 港許第24号

## 6 閲覧場所

西彼杵郡琴海町長浦郷2664番地  
琴海町役場

## 長崎県告示第73号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年 1月28日

小口港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 金子 原二郎

## 1 埋立ての竣功認可年月日

平成15年 1月17日

## 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県  
住 所 長崎市江戸町 2 番13号  
代表者の氏名 長崎県知事 金子 原二郎  
代表者の住所 長崎市桜馬場 1 丁目 1 番14号

## 3 埋立区域

- (1) 位 置 西彼杵郡琴海町尾戸郷字芳ノ浦219番 2 に隣接する護岸から148番 2 に至る地先  
(2) 区 域 省略 (閲覧図書のとおり)  
(3) 面 積 1,285.66平方メートル

## 4 埋立地の用途

海岸保全施設用地、船揚場用地

## 5 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年 1月16日  
長崎県指令61港許第101号

## 6 閲覧場所

西彼杵郡琴海町長浦郷2664番地  
琴海町役場

## 長崎県告示第74号

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第38条第 1 項の規定により、長崎県が港湾管理者である神代港の臨港地区を指定したので、同法第38条第 8 項の規定によりこの旨告示するとともに、その関係図書を公衆の縦覧の供する。

平成15年 1月28日

神代港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 金子 原二郎

## 1 臨港地区の名称

## 神代港臨港地区

## 2 臨港地区を定める区域

- (1) 位 置 南高来郡国見町神代乙字新町の一部及び地先公有水面
- (2) 区 域 省略（縦覧図書のとおり）

## 3 分区の種類（港湾法第39条により指定）

漁港区（別添図面緑色の部分）

南高来郡国見町神代乙字新町の一部及び地先公有水面  
（「図面」は省略）

## 4 縦覧場所

- (1) 長崎市江戸町 2 番13号  
長崎県土木部港湾課
- (2) 島原市城内 1 丁目1205  
島原振興局
- (3) 南高来郡国見町土黒甲1100  
国見町役場

## 長崎県告示第75号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第 1 項の規定により、長崎県が港湾管理者である堂崎港の臨港地区を指定したので、同法第38条第 8 項の規定によりこの旨告示するとともに、その関係図書を公衆の縦覧の供する。

平成15年 1月28日

堂崎港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 金子 原二郎

## 1 臨港地区の名称

堂崎港臨港地区

## 2 臨港地区を定める区域

- (1) 位 置 南高来郡有家町石田字東塩屋 8 番 8 から17及びその地先公有水面、有家町大苑字高砂谷893番17から字浜11番17を経て原尾字堂山632番 5 に至る地先公有水面
- (2) 区 域 省略（縦覧図書のとおり）

## 3 分区の種類（港湾法第39条により指定）

漁港区（別添図面緑色の部分）

南高来郡有家町石田字東塩屋の 8 番地 8 から17及びその地先公有水面

無分区（別添図面黄色の部分）

南高来郡有家町大苑字高砂谷893番17から字浜11番17を経て原尾字堂山632番 5 に至る地先公有水面  
（「図面」は省略）

## 4 縦覧場所

- (1) 長崎市江戸町 2 番13号  
長崎県土木部港湾課
- (2) 島原市城内 1 丁目1205  
島原振興局
- (3) 南高来郡有家町山川58  
有家町役場

## 長崎県告示第76号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第 3 条第 1 項の規定により、有害興行として、次のように指定する。

平成15年 1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

種別	題 名	制作(配給)会社名等	指 定 理 由
映 画	紅姉妹 前編	新 東 宝 映 画	著しく少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害すると認められるため。
	紅姉妹 後編	新 東 宝 映 画	
	わいせつ温泉宿 濡れる若女将	新 東 宝 映 画	
	熱い肉体 濡れた一夜	オ ー ピ ー 映 画	
	情熱の <sup>おとめ</sup> 処女 スペインの宝石	パイオニア L D C	
	三十路家政婦 いかせ上手	新 日 本 映 像	
	人妻とすけべ女医 本性丸出し	新 日 本 映 像	
	変態未亡人 喪服を乱して	オ ー ピ ー 映 画	
	狼の獲物たち	E N K プ ロ	
	熟年の性 人妻に戯れて	オ ー ピ ー 映 画	

## 長崎県告示第77号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

平成15年1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

種 類	書 名	発行所名等	指 定 理 由
2月号	アヤ 2003	宙 出 版	著しく少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害すると認められるため。
2月号	恋愛白書パステル 2003	宙 出 版	
2月号	恋愛革命 2003	株 一 水 社	
	エルティーンcomic プチももスペシャル	株 近 代 映 画 社	
2月号	パステルティーン 2003	株 笠 倉 出 版 社	
	モバッチェ 2003. 034	株 芸 文 社	
Vol.45	エルティーン Special	株 近 代 映 画 社	
Vol. 5	G A M E ピアス	株マガジン・マガジン	
2月号	Boy's ピアス 2003	株マガジン・マガジン	
	恋愛白書 teens 2002 winter号	宙 出 版	
Vol. 5	だれにもいえない恋体験	株 平 和 出 版	

上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書である。

---

**公 告**

---

**換地計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地区に係る県営換地計画を定めた。  
なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

地区名 西岩戸地区中木場工区

- 1 縦覧に供する書類  
西岩戸地区中木場工区換地計画書の写
- 2 縦覧期間  
公告の日から21日間
- 3 縦覧場所  
瑞穂町役場

**換地計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地区に係る県営換地計画を定めた。  
なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

地区名 西岩戸地区下木場工区

- 1 縦覧に供する書類  
西岩戸地区下木場工区換地計画書の写
- 2 縦覧期間  
公告の日から21日間
- 3 縦覧場所  
瑞穂町役場

**換地計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地区に係る県営換地計画を定めた。  
なおその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

地区名 本野西部地区第2工区

- 1 縦覧に供する書類  
本野西部地区第2工区換地計画書の写
- 2 縦覧期間  
公告の日から21日間
- 3 縦覧場所  
諫早市役所

---

**公安委員会公告**

---

**契約者等（公示）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成15年 1月28日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
-



## 福利厚生システム変更業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県警察本部会計課 (調度係)  
〒850-8548 長崎市万才町 4 番 8 号 電話 095 - 820 - 0110 内線2230
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成14年12月 6 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
N B C 情報システム株式会社 代表取締役社長 眞子 裕史  
長崎市恵美須町 4 番 5 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,920,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号による

## 選挙管理委員会告示

## 長崎県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成15年 1月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 福井 順

## [その他の政治団体]

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出年月日
諫早市障害者福祉協会森多久男後援会	諫早市福田町23番 3 号	森 多喜男	森 オ ナ	H14年12月20日
そとま雅広後援会	佐世保市潮見町11 - 18	外 間 雅 広	中 村 祐 二	H14年12月13日
たかみ健後援会	大村市竹松本町544	濱 崎 光 安	前 田 圭 一	H14年12月25日
長崎のまちを美しくする会	長崎市岩見町224 - 2	嶺 潤一郎	嶺 フヂ子	H14年12月26日
園田いくお後援会	西彼杵郡三和町晴海台16 - 11	園 田 郁 夫	山 口 敏 廣	H14年12月26日
さとう昇後援会	西彼杵郡長与町高田郷46	佐 藤 昇	中 村 健 治	H15年 1月 6 日
西田京子後援会	諫早市船越町575	中古賀 茂 登	西 田 和 幸	H15年 1月 6 日
荒木のりお後援会	長崎市元船町 7 - 2	相 島 正 人	光 永 利 生	H15年 1月 8 日
南野知恵子長崎県後援会	長崎市春木町302 - 32	山 口 ミユキ	阪 口 篤 子	H15年 1月14日
早稲田のり子後援会	佐世保市大和町731 - 3	早稲田 矩 子	友 寄 寿 美	H15年 1月 6 日
みうら正明後援会	佐世保市椎木町656 - 4	川 尻 邦 夫	小 川 良	H14年12月27日
崎山伸幸後援会	佐世保市吉岡町1510 - 6	崎 山 伸 幸	崎 山 勝 夫	H14年12月27日
あいうら喜代子後援会	諫早市栗面町677	藤 原 日出子	山 田 光 則	H15年 1月 9 日
山口けんいちろう後援会	西彼杵郡長与町本川内郷1222	中 嶋 敏 昭	坂 本 喜久男	H15年 1月15日
横田けんじ・サポーターネット	長崎市魚の町 1 - 23 フォーレ長崎105	横 田 賢 二	林 昭 重	H15年 1月15日
辻けんじ後援会	平戸市岩の上町1274 - 6	辻 賢 二	高 橋 泰 一	H15年 1月14日
山田憲道後援会	北松浦郡小値賀町笛吹郷1473 - 2	山 田 憲 道	松 山 安 夫	H15年 1月14日

## 長崎県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、次のとおり政治団体として届け出た事項の異動の届出があった。

平成15年1月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 福井 順

[政 党]（1以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）

政治団体の名称	異動事項	新旧の別	異 動 の 内 容	届出年月日
自由民主党長崎県佐世保市第一支部	代 表 者	新	東 和 隆	H14年12月25日
		旧	林 義 博	
自由民主党長崎支部	会 計 責 任 者	新	永 田 豊 作	H15年1月10日
		旧	深 堀 義 昭	
自由民主党長崎県佐世保市第四支部	主たる事務所の所在地	新	佐世保市谷郷町3 - 8	H15年1月14日
		旧	佐世保市天満町2 - 31	

[その他の政治団体]

政治団体の名称	異動事項	新旧の別	異 動 の 内 容	届出年月日
福崎和範後援会	代 表 者	新	福 崎 和 範	H14年12月27日
		旧	小 川 利 美	
福崎和範政治経済研究会	会 計 責 任 者	新	貞 方 安 義	H14年12月27日
		旧	山 脇 康 弘	
立本正大後援会	主たる事務所の所在地	新	南松浦郡三井楽町濱ノ畔郷3177 - 4	H14年12月12日
		旧	南松浦郡三井楽町浜ノ畔郷1001 - 1 1001 - 2	
村上ひであき後援会	代 表 者	新	村 上 秀 明	H14年12月19日
		旧	羽佐古 孝夫	
松本一矢後援会	主たる事務所の所在地	新	佐世保市谷郷町3 - 8	H14年12月25日
		旧	佐世保市泉町6 - 11	
八江利春後援会	代 表 者	新	三 宅 隆 幸	H14年12月27日
		旧	山 崎 繁 喜	
野口けんじ君を支える会	名 称	新	野口けんじ君を支える会	H15年1月6日
		旧	大村新風会	
かいた国彦後援会	主たる事務所の所在地	新	大村市東本町263 - 1 - 2 F	H15年1月16日
		旧	大村市杭出津2丁目686 - 3	
国翔会	主たる事務所の所在地	新	大村市東本町263 - 1 - 2 F	H15年1月16日
		旧	大村市玖島1丁目58 - 5	

## 長崎県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成15年1月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 福井 順

## [政 党] (1以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出年月日
自由民主党長崎県佐世保市第一支部	佐世保市大野町20 - 9	東 和 隆	山 下 丈 夫	H14年12月25日

## [その他の政治団体]

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出年月日
諫早北高建設業政治連盟	諫早市天満町37番16号	古 賀 享	小 野 秀 喜	H14年12月26日
松田みきぞう後援会	北松浦郡佐々町野寄免581	志 水 昇	辻 晋 八	H15年1月6日
ヒューマンシティの会	佐世保市浜田町2 - 27	橋 本 純 子	内 野 東 吉	H14年12月3日
川上栄後援会	南松浦郡上五島町奈摩郷1194番地16	川 上 栄	川 上 栄	H14年12月25日
崎山勝夫後援会	佐世保市吉岡町1510 - 6	崎 山 勝 夫	崎 山 信 幸	H14年12月27日

## 長崎県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体として指定した旨の届出があった。

平成15年1月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 福井 順

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
村 上 秀 明	大村市議	村上ひであき後援会	大村市松原本町363 - 11	村 上 秀 明	H14年12月19日
佐 藤 昇	長与町議	さとう昇後援会	西彼杵郡長与町高田郷46	佐 藤 昇	H15年1月6日
早稲田 矩 子	佐世保市議	早稲田のり子後援会	佐世保市大和町731 - 3	早稲田矩子	H15年1月6日
横 田 賢 二	長崎市議	横田けんじ・サポーターネット	長崎市魚の町1 - 23 フォーレ長崎105	横 田 賢 二	H15年1月15日

## 長崎県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体として届け出た事項の異動の届出があった。

平成15年1月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 福井 順

資金管理団体の届出をした者の氏名	政治団体の名称	異動事項	新旧の別	異 動 の 内 容	届出年月日
松 本 一 矢	松本一矢後援会	主たる事務所の所在地	新	佐世保市谷郷町3 - 8	H14年12月25日
			旧	佐世保市泉町6 - 11	
野 口 健 司	野口けんじ君を支える会	名 称	新	野口けんじ君を支える会	H15年1月6日
			旧	大村新風会	
甲斐田 國 彦	国翔会	主たる事務所の所在地	新	大村市東本町263 - 1 - 2 F	H15年1月16日
			旧	大村市玖島1丁目58 - 5	

## 長崎県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体としての指定を取り消す旨の届出があった。

平成15年 1月28日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 福井 順

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
橋本純子	佐世保市議	ヒューマンシティの会	佐世保市浜田町2-27	橋本純子	H14年12月26日

## 長崎県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書について、長崎県政治経済研究会から訂正の報告があったので、政治団体収支報告書（平成13年分）要旨の公表（平成14年10月30日長崎県選挙管理委員会告示第103号）の一部を次のとおり訂正する。

平成15年 1月28日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 福井 順

## 長崎県政治経済研究会のうち

「1 収入・支出の総額 収入総額 前年繰越額 本年收入額 支出総額 翌年繰越額	1,830,000円 1,830,000円 0円 0円 1,830,000円	「1 収入・支出の総額 収入総額 前年繰越額 本年收入額 支出総額 翌年繰越額 2 収入・支出の内訳 収入の内訳 寄附 寄附（政党匿名寄附を除く） 個人からの寄附 合計 [寄附の内訳] 個人からの寄附 （寄附者の氏名）（金額）（住所） 大塚 靖春 120,000円 長崎市 松浦 孝一 220,000円 長崎市 寺澤 利幸 240,000円 長崎市 小計 580,000円	2,410,000円 1,830,000円 580,000円 0円 2,410,000円 580,000円 580,000円 580,000円 580,000円 580,000円	を に改める。
--------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

## 長崎県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

平成15年 1月28日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 福井 順

施設の名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアハウス サンハイツ	長崎県長崎市油木町65番地14	平成15年 1月20日

## 長崎県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、長与町選挙管理委員会及び平戸市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

平成15年 1月28日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 福井 順

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長与北部地区多目的研修集会施設	西彼杵郡長与町岡郷95番地 2	平成15年 1月 8日
平戸市ふれあいセンター	平戸市紐差678番地 1	平成15年 1月14日

## 長崎県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として平戸市、上県町、佐世保市選挙管理委員会が指定している次の施設の、指定を取り消した旨報告があった。

平成15年 1月28日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 福井 順

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平戸市立平戸市中部住民センター	長崎県平戸市紐差1108番地	平成15年 1月14日
友谷公民館	長崎県上県郡大字佐護北里327番地	平成14年 6月28日
泉福団地集会所	長崎県佐世保市瀬戸越 2丁目 6 - 5	平成14年12月24日

## 正 誤

平成13年11月 2日付け長崎県公報第9078号中に誤りがあったので、次の通り訂正する。

ページ	段	行	誤	正
854	上段	1	長崎県上県郡上対馬町大字葦見字尾崎26番10から26番14に隣接する防波堤に至る地先	長崎県上県郡上対馬町大字葦見字尾崎26番10から26番14に隣接する防波堤に至る地先

発行者  
長崎県  
長崎市江戸町二番十三号

電話代表(八四)二二二二  
直通(八二六)二五三二

印刷所  
長崎市興善町二六

松山  
日本紙工印刷株式会社